大垣市建築物等における地元産木材利用推進方針

第1　趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）（以下「法」という。）第12条第1項の規　定に基づき、岐阜県が定める「岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画」に即して、地元産木材の利用拡大を図ることを目的に、「建築物等における地元産木材利用推進方針」を定めるものとする。

第2　建築物等における木材利用に関する基本的事項

市は、法第5条に規定する責務を踏まえ、市が整備する公共建築物等において、費用　　　　面で著しく合理性を欠かない範囲で、間伐材をはじめとする地元産木材を積極的に利用した木造化・木質化を推進することにより、市民に木材の持つ優れた特性を提供するとともに、地元産木材の利用拡大を図るものとする。

第3　公共建築物等における木材の利用の目標

⑴　建築工事における利用の推進

建築工事のうち、市が整備する公共施設の建築にあたっては、法的規制、建築物の　特徴、用途、維持管理方法等を考慮した上で、低層の建築物は、原則として木造化を図るものとする。

　　　また、木造化を図ることが困難であると判断されるものや、改修を行う施設においては、市民の目に触れる部分を中心に積極的に内装木質化を図るものとする。

　⑵　まちづくりにおける利用の促進

　　　公園、文化施設周辺等、多数の市民に親しまれるとともに、周辺環境と調和が求められる施設など、木材利用のＰＲ効果の特に高いものの整備にあたっては、積極的に地元産木材を利用するものとする。

　⑶　備品等における利用の促進

　　　地元産材を原材料に使用した児童・生徒の机、椅子の備品等を積極的に導入するものとする。

　⑷　木質バイオマスの利用促進

　　　木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーを積極的に導入するものとする。

　⑸　土木工事における利用の推進

　　　土木工事にあたっては、強度、耐久性、維持管理等を考慮したうえで、積極的に地元産木材を利用するものとする。

第4　利用促進のための環境整備

市は、木材関係者と連携し、建築物等の利用に適した木材の供給体制を整備し、地元産木材を利用しやすい環境を整えるものとする。

第5　その他

この方針に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附　則

この方針は平成24年10月1日より適用する。

附　則

この方針は令和5年9月1日より適用する。